

競争参加者の資格に関する公示

都心部・臨海地域地下鉄概略路線計画調査に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和5年4月26日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
契約担当役 東京支社長 浅見 均

1 役務概要

- (1) 役務件名 都心部・臨海地域地下鉄概略路線計画調査
- (2) 役務内容 当該役務に係る手続開始の公示（以下「手続開始の公示」という。）で示すとおり。
- (3) 履行期限 手続開始の公示で示すとおり。

2 申請の時期

手続開始の公示の日から、当該役務に係る参加表明書の受付期限まで（休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日という。以下同じ。）を除く。）。

なお、上記期限の翌日以降（休日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該提出の時までに審査が終了せず、技術提案書を提出できないことがある。

3 申請の方法

(1) 申請書の入手方法

競争参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「当機構」という。）ホームページ（次のアドレス）からダウンロードして取得すること。

<https://www.jrtt.go.jp/procurement/contract/ekimuyoushiki.html>

(2) 申請書の提出方法

申請者は、申請書に設計共同体協定書（4(4)の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出すること。提出場所は手続開始の公示に示す参加表明書の受付場所に同じ。

(3) 申請書等の作成に用いる言語

申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4 設計共同体としての資格及びその審査

次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については、設計共同体としての資格があると認定する。

(1) 組合せ

構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。その上で、手続開始の公示で示す技術提案書の提出者を選定するための設計共同体に係る参加資格要件を満たすこと。

ア 技術提案書の提出者を選定するための単体企業に係る参加資格要件を満たす者であること。

イ 当機構における「土木関係建設コンサルタント業務」に係る令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当機構が別に定める手続に基づく競争参加資格の再認定を受けていること。

エ 当機構理事長から「関東甲信地区」において独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成15年10月機構規程第83号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(2) 業務形態

ア 構成員の分担業務が、業務の内容により、〇〇設計共同体協定書において明らかであること。

イ 一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、〇〇設計共同体協定書において明らかであること。

(3) 代表者要件

構成員において決定された代表者が、〇〇設計共同体協定書において明らかであること。

(4) 設計共同体の協定書

設計共同体の協定書が、「役務における共同設計方式の取扱いについて」（令和3年12月16日付け事監契第211215002号・技積第211215002号通達）の別紙1に示された「〇〇設計共同体協定書」によるものであること。なお、当該協定書の様式は、当機構のホームページにおいて、3(1)と同じ方法により入手することができる。

5 一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い

4 (1) イの認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も 2 及び 3 により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、4 (1) イの認定を受けていない構成員が 4 (1) イの認定を受けることが必要である。また、この場合において、4 (1) イの認定を受けていない構成員が、当該役務に係る技術提案書の提出の時までに 4 (1) イの認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。

6 資格審査結果の通知

当該役務に係る選定（非選定）通知書により通知する。

7 資格の有効期間

6 の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定の日から当該役務が完了する日までとする。ただし、当該役務に係る契約の相手方以外の者にあつては、当該役務に係る契約が締結される日までとする。

8 その他

(1) 設計共同体の名称は、「〇〇・〇〇都心部・臨海地域地下鉄概略路線計画調査設計共同体」とする。

※〇〇は会社名の略称（ただし、他社と混同する名称は避けること。）とする。

(2) 当該役務に係る特定手続に参加するためには、技術提案書の提出の時ににおいて、設計共同体としての資格の認定を受け、かつ、当該役務の技術提案書の提出者として選定されていなければならない。

(3) 問い合わせ先

〒105-0011

東京都港区芝公園 2-4-1

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

東京支社 総務部契約課契約係

電話 03-5403-8732

電子メール keiyaku.tky@jr-tt.go.jp